

# 福岡市国民健康保険料のお知らせ

福岡市国民健康保険料が決定しましたので、納入通知書または決定通知書を送付します。お知らせをよくお読みいただき、保険料は納期限までに納めましょう。

ただし、次の場合は、後日、変更後の納入（決定）通知書を送付します。

- 総所得金額等が変更になり、保険料が変更になる場合
- 市外から転入した人で、前住所地の市町村へ所得照会を行った結果、保険料が変更になる場合
- 年度の途中で国保加入者が40歳になる場合  
40歳になると介護保険第2号被保険者になり、介護分保険料もあわせて納付することとなります。
- 保険料の納付方法が特別徴収または普通徴収に変更になった場合 など

## 令和6年度国民健康保険料の保険料率

算定基礎		①基礎分	②支援分	③介護分 (40歳から64歳まで)
		国保加入者の 医療費のため	後期高齢者医療 制度のため	介護保険事業 のため
(ア)所得割	賦課基準額※	×6.20%	×3.46%	×3.02%
(イ)均等割	1人につき	20,078円	10,334円	10,431円
(ウ)平等割	1世帯につき	18,882円	9,718円	7,912円
賦課限度額	1世帯につき	65万円	24万円	17万円

※賦課基準額とは令和5年中(1月～12月)の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を除いた金額です。  
基礎控除額は、総所得金額等が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

【総所得金額等とは】社会保険料控除などの各種所得控除前の金額

「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」、「年金収入 - 公的年金等控除」  
「譲渡所得(土地・建物の譲渡所得は特別控除後の金額)」、「配当所得」、「山林所得」 など

- ①基礎分と②支援分はすべての加入者が負担しますが、③介護分は介護保険第2号被保険者である40歳から64歳までの加入者のみが負担します。
- ①、②、③を合計したものが1年分の国民健康保険料となります。ただし、①、②、③それぞれの保険料が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が保険料となります。
- 年度途中で加入した場合は、1年分(4月～翌年3月)の保険料×加入月数÷12月で計算します。

# 国民健康保険料の構成

● 国保加入者の年齢によって国民健康保険料は次のようになります。

<b>39歳までの人</b> <small>(介護保険の被保険者ではありません)</small>	<b>40歳から 64歳までの人</b> <small>(介護保険の第2号被保険者)</small>	<b>65歳から 74歳までの人</b> <small>(介護保険の第1号被保険者)</small>	<b>後期高齢者医療制度</b> ・ 75歳以上の人 ・ 65歳から74歳までで一定の障がいについて広域連合の認定を受けた人
①基礎分保険料 + ②支援分保険料	①基礎分保険料 + ②支援分保険料 + ③介護分保険料	①基礎分保険料 + ②支援分保険料 ※介護保険料は別に納めます	<b>後期高齢者医療保険料</b> ※介護保険料は別に納めます

40歳から64歳までの人が「介護保険の被保険者」としない施設に入所または入院したときは、届出により介護保険の適用除外となります。

## 年度の途中で40歳になる人

40歳になる月(1日生まれの人はその前月)から③介護分保険料を納めます。40歳到達後に介護分保険料を含んだ納入(決定)通知書を送付します。

## 年度の途中で65歳になる人

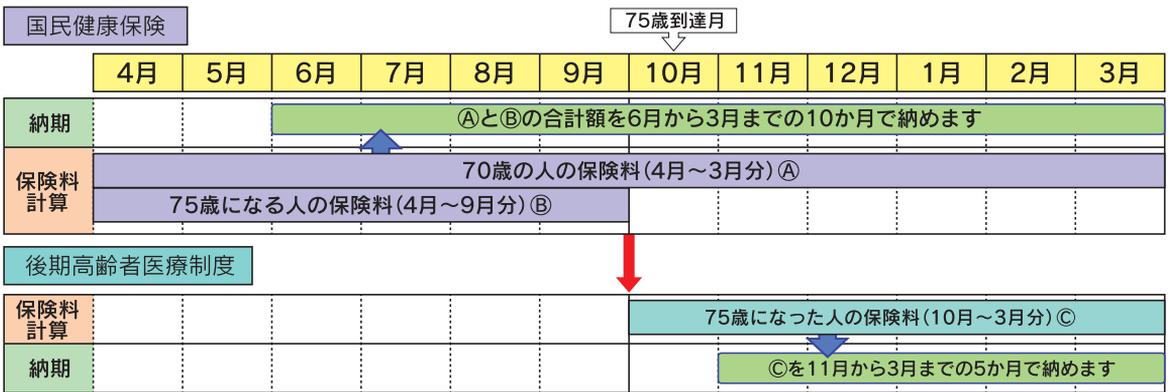
65歳になる月の前月(1日生まれの人は前々月)までの③介護分保険料を3月期までの納期に分けて納めます。

## 年度の途中で75歳になる人

4月から75歳になる月の前月までは月割で計算した国民健康保険料を納め、75歳になる月からは後期高齢者医療保険料を納めます。

75歳になった後も、同じ世帯の人が引き続き国民健康保険に加入する場合、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の納期が重なりますが、保険料の計算期間は重複しません。

例. 10月に75歳になる人と70歳の人の2人世帯の保険料で普通徴収による納付の場合



# 国民健康保険料納入通知書または決定通知書の見方

【例】

## ● 国民健康保険料納入通知書 (1枚目)

特別徴収の人に記載されます。

※決定通知書は、青色の用紙です。

福岡市役所 01740-9-960200番

令和6年度 国民健康保険料 納入通知書 兼 特別徴収通知書

納付番号 10-12345678-000

保険料算定期間 令和6年4月 ~ 令和7年3月

変更前	基礎分	支援分	介護分	保険料額(合計)
	円	円	円	円
決定額	51,200	27,300	9,100	87,600

国民健康保険料は下記の保険料率に基づき計算されます。  
(令和6年4月から 令和7年3月まで)

	基礎分	支援分	介護分
所得割	課税標準額 6.20 % に於いて	課税標準額 3.46 % に於いて	課税標準額 3.02 % に於いて
均等割	1人につき 20,078 円	1人につき 10,334 円	1人につき 10,431 円
平等割	1世帯につき 18,882 円	1世帯につき 9,718 円	1世帯につき 7,912 円
課税限度額	650,000 円	240,000 円	170,000 円

福岡 太郎 様

令和6年6月14日

あなたの国民健康保険料を右記のとおり決定しましたので通知します

福岡市〇〇区長 印

納期ごとの保険料・納期限等については、2枚目をご覧ください。  
保険料の計算については、3枚目をご覧ください。

1枚目

令和5年中の所得を基に決定した令和6年度の年間保険料額です。

納付義務者は世帯主です。国民健康保険料は、国民健康保険に加入している被保険者全員分を、世帯ごとに計算します。

## < 国民健康保険の世帯主 >

- ①【原則】住民票の世帯主が国民健康保険の世帯主となります。
- ② 世帯主が職場の健康保険や、後期高齢者医療制度の被保険者であっても国民健康保険の世帯主となります。
- ③ 国民健康保険の世帯主は、届出により変更できる場合があります。
- ④ 世帯主は保険料の納付義務や届出義務があります。

## ●徴収方法・期別納付額について(2枚目)

年金から天引き（特別徴収）の場合

口座振替や納付書で納付（普通徴収）の場合

各納期別保険料は下記のとおりです。保険料は納期限までに納付してください。

期別	変更前		決定額		納付済額	普通徴収納期限
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収		
4月期	15,000円		15,000円			
5月期						
6月期	15,000円		15,000円	9,300円		令和6年 7月 1日
7月期				8,700円		令和6年 7月31日
8月期	15,000円		15,000円	8,700円		令和6年 9月 2日
9月期				8,700円		令和6年 9月30日
10月期			14,200円	8,700円		令和6年 10月31日
11月期				8,700円		令和6年 12月 2日
12月期			14,200円	8,700円		令和6年 12月30日
1月期				8,700円		令和7年 1月31日
2月期			14,200円	8,700円		令和7年 2月28日
3月期				8,700円		令和7年 3月31日

普通徴収の場合の納期限です。  
保険料は1年分を年間10回で払います。

10月より保険料の特別徴収が行われます。

年度途中で徴収方法が変更となる場合に記載されます。

・普通徴収の欄に保険料額が表示されている場合は口座振替または、納付書にて納付することになります。

特別徴収対象の方は、令和7年の4月、6月、8月に下記の金額が年金から特別徴収(仮徴収)されます。

【14,200円】

ただし、8月の特別徴収(仮徴収)額は変更となる場合があります。

〇〇 銀行 △△支店

・特別徴収の欄に保険料額が表示されている場合は下記の年金から特別徴収されます。

特別徴収義務者 厚生労働大臣  
特別徴収対象年金 老齢基礎年金

2枚目

天引きされる年金の種類です。

口座振替の場合は、引き落とされる金融機関が記載されます。

【仮徴収とは】

2月に特別徴収された人は、4月・6月・8月も同じ金額が特別徴収されます。ただし、8月の特別徴収の金額は変更となる場合があります。

## ●保険料の算定明細(3枚目)

○が表示されている月は基礎分と支援分の保険料算定の対象となる月です。

◎が表示されている月は基礎分と支援分と介護分の保険料算定の対象となる月です。  
(なお、4月～翌年3月の間に加入、脱退した場合は月割で保険料を算定します。)

国民健康保険料の算定明細

被保険者氏名	賦課基準額	保険料算定対象月 (年度)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
福岡 太郎	350,000円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡 花子	0円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
他 名													

※ 保険料は4月から翌年3月までの間で、加入期間に応じて計算します。今年度中に75歳になる人の保険料は、75歳になる月の前月までの分を算定しています。

※ 基礎分、支援分は、全員が算定の対象となります。  
介護分は40歳から64歳までの人が算定の対象となります。

※賦課基準額とは、所得割保険料の算定基礎となる所得で、総所得金額等から基礎控除額(43万円)を除いた金額です。

※総所得金額等とは、「給与収入ー給与所得控除」、「事業収入ー必要経費」、「年金収入ー公的年金等控除」等で社会保険料控除などの各種控除前の金額です。

区分	変更前			決定額		
	基礎分	支援分	介護分	基礎分	支援分	介護分
所得割額				21,700円	12,110円	0円
均等割額				40,156円	20,668円	10,431円
平等割額				18,882円	9,718円	7,912円
算出額				80,738円	42,496円	18,343円
軽減額				29,519円	15,193円	9,172円
限度超過額						
減免額						
保険料額				51,200円	27,300円	9,100円
合計額						87,600円

※保険料額は、100円未満を切り捨てています。

減免対象の場合は、減免額が記載されます。(旧被扶養者減免額を除きます。)

3枚目

所得割保険料の算定の基礎になる金額です。

軽減対象の場合は、軽減額が記載されます。  
(詳しくはP.5をご覧ください。)

# 保険料の納め方

## ● 保険料の期別と納期限 **保険料は年間10回払いです!!**

期 別	普通徴収納期限	期 別	普通徴収納期限
6月期	令和 6年 7月 1日(月)	11月期	令和 6年12月 2日(月)
7月期	令和 6年 7月31日(水)	12月期	令和 6年12月30日(月)
8月期	令和 6年 9月 2日(月)	1月期	令和 7年 1月31日(金)
9月期	令和 6年 9月30日(月)	2月期	令和 7年 2月28日(金)
10月期	令和 6年10月31日(木)	3月期	令和 7年 3月31日(月)

※前年中の所得金額が確定する6月に保険料の算定を行うため、保険料は、6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。  
※前年度以前の保険料が変更になった場合、翌年度の4月期または5月期に保険料を納付していただくことがあります。

## ● 口座振替で納付する場合

納期限日に指定された預(貯)金口座から、自動的に振替(引き落とし)により納付いただきます。

納期限日に「残高不足」により保険料の振替ができなかった場合は、翌月15日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に再振替を行います。

### 保険料の納付は原則口座振替です!!

保険料の納付を口座振替にすると、毎回納付に行く手間が省け、納め忘れもなく、便利で安心です。

お申し込み場所	預(貯)金口座のある金融機関または区役所(出張所) 保険年金担当課
必要なもの	①同封の口座振替依頼書 ②キャッシュカード ③通帳と金融機関の届出印 ④納付番号がわかるもの(保険料の納入通知書など)

※区役所(出張所) 保険年金担当課では キャッシュカードと保険料の納入通知書などの納付番号がわかるもので、簡単に手続きができます!!

※インターネットでも口座振替のお申込みができます(一部金融機関を除く)。対象の金融機関及び申込方法については、ホームページ(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/kokuho/hp/seido/webkouza.html>) または二次元コードからアクセスしてください。



## ● 納入通知書で納付する場合

金融機関やコンビニエンスストアのほか、クレジットカードやスマートフォン決済等※でも納付ができます。(納付できる場所については、納付書の裏面に記載されています。)

※詳しくは福岡市ホームページ(「福岡市国保 キャッシュレス」で検索)をご覧ください。

## ● 年金からの徴収(特別徴収) **特別徴収は年間6回の年金支給月に徴収します!!**

下記の2つの条件にあてはまる場合は、原則として保険料が年金から特別徴収されます。

- ① 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
- ② 介護保険料とあわせた1回の保険料額が1回の年金支給額の2分の1を超えない。

ただし、以下のいずれかの項目にあてはまる世帯は、特別徴収されません。

- 国民健康保険の世帯内に64歳までの国保被保険者がいる。
- 国民健康保険の世帯主が社会保険や、後期高齢者医療制度の被保険者である。
- 国民健康保険の世帯主が令和6年10月末までに75歳となる。
- 国民健康保険料を口座振替で納付している。
- 介護保険料が特別徴収の対象となっていない。

### ※納付額と納付時期について

保険料は、年間6回の年金支給月に特別徴収されます。

4・6・8月は、原則として前年度の2月と同じ金額が仮徴収され、10・12・2月は、令和6年度の年間保険料額から仮徴収された金額を除いた金額が、3回に分けて特別徴収されます。

ただし、8月の特別徴収(仮徴収)金額は変更となる場合があります。

※特別徴収の対象となる世帯主でも、事前に口座振替の手続きを行った上で区役所(出張所)へ特別徴収停止の申請をすれば口座振替(年間10回払い)へ変更できます。ただし、保険料の滞納がある場合は変更できません。

また、口座振替の場合、保険料の社会保険料控除は、口座の名義人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税の負担が増減する場合があります。

※特別徴収の対象となる年金は、法令に定められた優先順位の最も高い一つの年金からとなります。

1. 年金保険者による優先順位 ①日本年金機構 ②国家公務員共済 ③私学共済 ④地方公務員共済
2. 年金の種類による優先順位 ①高齢基礎年金 ②国年高齢年金など ③厚生高齢年金など ④船保高齢年金など ⑤退職年金など ⑥障害年金・遺族年金など

### ※7月以降に保険料の変更があった場合

- 増額変更の場合、特別徴収される保険料額は変わらず、増額分の納入通知書を別途送付します。
- 減額変更の場合、おおむね2か月後から特別徴収が中止され、残額分の納入通知書を別途送付します。

## 低所得世帯に対する均等割額と平等割額の減額

賦課期日における被保険者の所得の合計が、下表の基準額以下となる場合、均等割額と平等割額が減額されます。

減額は、世帯の合計所得で判定するため、国民健康保険の加入者全員の所得状況が判明していなければなりません。

所得状況が判明していない被保険者がいる世帯主には、住所地の区役所または西部出張所保険年金担当課から、「国民健康保険簡易申告書」をお送りしていますので、受け取られた世帯主は必ず提出してください。

減額割合	基準額(令和5年中の所得の合計)
7割	43万円 + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u>
5割	43万円 + 29.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u>
2割	43万円 + 54.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u>

- ※ 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、国民健康保険の資格を喪失した人で、引き続き国民健康保険の同一世帯に属する人のことをいいます。国民健康保険の世帯主であった場合は、引き続き世帯主であることが特定同一世帯所属者の条件です。
- ※ 賦課期日における被保険者の所得の合計には、国保の被保険者でない住民票の世帯主（擬制世帯主）及び特定同一世帯所属者も含まれます。
- ※ 所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた、各種所得控除（社会保険料控除など）を行う前の金額です。
- ※ 令和5年中の所得の合計には、専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用できません。
- ※ 公的年金受給者のうち、年齢が令和5年12月31日現在で65歳以上の場合は、公的年金控除後の所得から、さらに15万円を控除した金額になります。
- ※ 下線部の計算式は給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算します。なお、給与所得者等とは、同一世帯内の被保険者のうち給与所得者（給与収入が55万円超）または公的年金等に係る所得者（公的年金等に係る収入が60万円超(65歳未満)または125万円超（65歳以上））をいいます。

## 未就学児にかかる均等割額の減額

国民健康保険に加入する未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額を5割減額します。

なお、未就学児の減額を受けるための申請は不要です。

すでに、均等割額と平等割額の減額が適用されている場合は、当該減額後の均等割額の5割を減額します。

## 後期高齢者医療制度への移行に伴う平等割額の減額

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となる世帯については、基礎分及び支援分保険料の平等割額を5年間は2分の1減額し、その後の3年間は4分の1減額します。

ただし、世帯主が変わるなど世帯構成に変更があった場合は適用されません。

## 非自発的失業者の保険料軽減

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職した人の保険料を届出により軽減します。

離職日時点で65歳未満の人が対象です。(離職日が65歳を迎える誕生日の前々日までであること)

- ◆ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが**11、12、21、22、23、31、32、33、34**の人が対象です。
- ◆ 軽減対象者の令和5年中の**給与所得**を、100分の30とみなして保険料の算定を行います。
- ◆ 軽減期間は離職日の翌日の属する月から翌年度末までです。
- ◆ 届出には**雇用保険受給資格者証**または**受給資格通知**が必要です。  
紛失した場合は、ハローワークで再交付の申請ができます。

## 出産(予定)被保険者の産前産後期間に係る所得割額と均等割額の減額

出産する予定又は出産した被保険者に係る、産前産後期間相当分の所得割額と均等割額を届出により減額します。

産前産後期間相当分とは、出産(予定)日の属する月の前月から、出産(予定)日の属する月の翌々月までの計4か月分です。(多胎妊娠の場合は、出産(予定)日の属する月の3か月前から、出産(予定)日が属する月の翌々月までの計6か月分です。)

- ◆ 妊娠85日以上分娩が対象です。(流産、死産、早産及び人工妊娠中絶も含まれます。)
- ◆ 令和6年1月以降の産前産後期間相当分にかかる、出産被保険者の所得割額と均等割額が対象です。

## 保険料の減免

災害、失業、倒産、その他の事情により保険料の納付が困難になったときは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。詳しくは、住所地の区役所または西部出張所保険年金担当課にご相談ください。

保険料の減免申請は、令和7年3月28日(金)までに行う必要があります。

種類	減免事由	減免内容
災害	震災、風水害、火災等により、資産の3分の1以上の損害を受けた場合	損害の程度により、被災以後1年以内の保険料の50%~100%を減免
所得減少	今年中※1の見込み所得※2が420万円以下で、その所得が前年に比べて30%以上減少する場合	所得減少割合に応じて、所得割額の10%~100%を減免
低所得	今年中※1の見込み所得※2が低所得世帯に対する減額(P5)の所得基準に該当する場合	所得に応じて、均等割額・平等割額の20%~70%※3を減免
給付制限	刑事施設などに収監され、保険給付を受けられない期間が月をまたがってあった場合	給付を受けられない期間(最後の月を除く)について対象者の保険料月割を減免
生活保護	生活保護の適用を受けることになった場合	当該年度の未納保険料を減免
旧被扶養者	被用者保険の本人が後期高齢者医療制度の被保険者となったため、その被扶養者(65歳以上)が国民健康保険に加入する場合	・旧被扶養者に係る所得割の全額及び均等割額の半額※3までを減免※4 ・旧被扶養者のみの世帯の場合は、平等割額の半額※3までを減免※4
多子世帯	中学生以下※5の子どもが2人以上いる場合(減免事由に該当する世帯からの減免申請は不要です)	中学生以下※5の第2子に係る均等割額の半額を減免、第3子以降は均等割額の全額を減免

- ※1 今年中とは、賦課期日の属する年を言います。
- ※2 見込み所得とは収入金額から必要経費を差し引いた、各種所得控除(社会保険料控除など)を行う前の金額です。
- ※3 すでに低所得世帯に対する均等割と平等割の減額等(P5)の適用を受けている場合は、減額割合を控除した率となります。
- ※4 均等割額・平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの保険料を減免します。
- ※5 15歳に達する日以降最初の3月31日以前である被保険者です。

## 保険料を滞納すると

保険料は納期限までに納めましょう。納期限を過ぎると、延滞金が課せられる場合があります。また、保険料を滞納すると、期限を守って納付している人との公平性が保てなくなるため、次のような措置をいたします。

### ● 督促状・催告書の送付、電話やSMSによる納付確認

納期限を過ぎると督促状や催告書をお送りします。区役所(出張所)、国民健康保険ご案内事務局から納付確認の電話やSMSが届きます。

同事務局からの電話は、平日の午前9時~午後9時、土・日・祝日も実施しています。

### ● 滞納処分

自主的に納付されない世帯には、財産を調査し、預貯金や給与などの財産を差し押さえる場合があります。

### ● 制度利用の制限

医療機関での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」が交付できない場合があります。また、高額療養費貸付制度も利用できない場合があります。

### ● 有効期間の短い保険証の交付

保険証更新時に、有効期間が短い保険証(短期被保険者証)を交付する場合があります。

**特別の事情もなく、保険料の滞納が1年を経過すると**

● **資格証明書の交付**

保険証を返還してもらい、その代わりに「資格証明書」を交付する場合があります。「資格証明書」とは、国民健康保険の加入資格を証明するもので、保険診療の適用は受けられますが、医療機関での医療費はいったん全額自己負担となります。障がい者・ひとり親家庭等医療証も使用できません。後日、住所地の区役所(出張所)保険年金担当課に申請することで、払い戻されます。なお、「資格証明書」が交付されても、保険料は納付しなければなりません。

● **介護保険の給付制限**

40歳から64歳までの国民健康保険加入者がいる場合、介護サービスを受けると費用がいったん全額自己負担になる場合があります。

**保険料の滞納が1年6か月を経過すると**

● **給付の差し止め・控除**

保険給付及び障がい者・ひとり親家庭等医療費助成の全部または一部を差し止める場合があります。さらに滞納が続くと、滞納している保険料に充てる場合があります。

保険料の納付が困難になったときは、区役所(出張所)保険年金担当課に早めにご相談ください。

**こんなときは、必ず14日以内に届け出をしましょう!**

	こんなとき	届出に必要なもの
加入するとき	他の市町村から転入したとき	(市民課に転入の届け出をする)
	職場の健康保険などを脱退したときや、被扶養者でなくなったとき	健康保険等資格喪失証明書 ※3 (職場の健康保険を脱退した証明書)
	子どもが生まれたとき	(市民課に出生の届出をする) ※4
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
脱退するとき	他の市町村に転出するとき	(市民課に転出の届出をする)
	職場の健康保険などに加入したときや、被扶養者になったとき	職場の健康保険証 ※6 または 資格取得証明書 (国保を脱退する人全員の保険証または証明書が必要)
	死亡したとき	(市民課に死亡の届出をする) ※4
	生活保護を受けるようになったとき	保護決定通知書(開始)
	一定の障がいがある人(65歳以上)で、後期高齢者医療制度に加入したとき	障がいの内容がわかるもの (身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など)
	外国籍の人が在留資格が「特定活動」のうち、活動内容が「医療目的の人や、そのお世話をする人」、または「観光、保養その他これらに類似する活動等とされている人やその人に同行する配偶者の人」に変更になったとき	パスポート (法務大臣が交付した指定書を含む)
その他	市内で転居したとき	(市民課に転居の届け出をする)
	世帯主や氏名が変わったとき、世帯を分けたときや一緒にしたとき	世帯と一緒にするときは両世帯の保険証
	修学のため、市外に住所を移すとき	在学証明書または学生証の写し
	長期の入院や施設入所のため、市外に住所を移すとき	入院証明書、入所証明書
	保険証をなくしたり汚したりしたとき	本人確認書類 ※1 使えなくなった保険証(汚したり破損した場合のみ)

届出については、パソコンやスマートフォンからオンラインでできるものがあります。詳しくは、福岡市ホームページでご確認ください。

● **国保の手続きには本人確認(マイナンバーの確認と身元の確認)が義務づけられています。次の書類を持参してください。**

	必要な書類(例)	必要書類
番号確認書類	個人番号カード、通知カード ※5、個人番号が記載された住民票 など	1点
身元確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート など公的機関が発行した顔写真付きの証明書	1点
	保険証、保険料決定(納入)通知書、年金手帳、年金証書、住民票 など	2点

- ※1 代理人が手続きをする場合は、世帯主からの委任状、世帯主の身元確認書類および代理人の身元確認書類が必要です。外国籍の人が加入するときは、「在留カード」・「パスポート」・「特別永住者証明書」のいずれか、指定書(在留資格が「特定活動」の人のみ)が必要です。
- ※2 保険料の納付は口座振替が原則です。各区役所(出張所)保険年金担当窓口では、キャッシュカードで口座振替の手続きができます。
- ※3 退職した職場(事業所や健康保険組合など)で発行してもらってください。用紙は、各区役所(出張所)保険年金担当窓口にもあります。また福岡市のホームページからもダウンロードできます。<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kokuho/>
- ※4 出産一時金および葬祭費の支給については、下記のお問い合わせ先にお尋ねください。
- ※5 令和2年5月25日で通知カードが廃止されましたが、通知カードに記載された住所・氏名等が住民票と一致している場合は、番号確認書類として利用できます。
- ※6 令和6年12月2日以降、有効な保険証をお持ちでない場合は「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」等により資格の確認を行います。

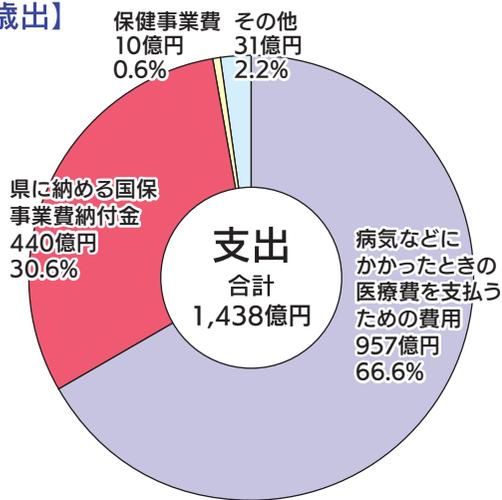
**お問い合わせ先**      **ホームページ**      **福岡市 国民健康保険**      **検索**  
(電話はおかけ間違いのないようにお願いします。)

	保険料の計算方法・減免 保険の加入手続きや保険証	保険料の 納付相談・支払い	国民健康保険の給付 (高額療養費など)	FAX
東区 保険年金課	645-1102	645-1103	645-1101	631-6463
博多区 保険年金課	419-1118	419-1119	419-1117	441-0075
中央区 保険年金課	718-1124	718-1125	718-1123	725-2117
南区 保険年金課	559-5152	559-5153	559-5151	561-3444
城南区 保険年金課	833-4123	833-4124	833-4121	844-6790
早良区 保険年金課	833-4372	833-4322	833-4371	846-9921
西区 保険年金課	895-7090	895-7091	895-7089	883-6690
西部出張所 保険係	806-9432		806-9433	806-6811

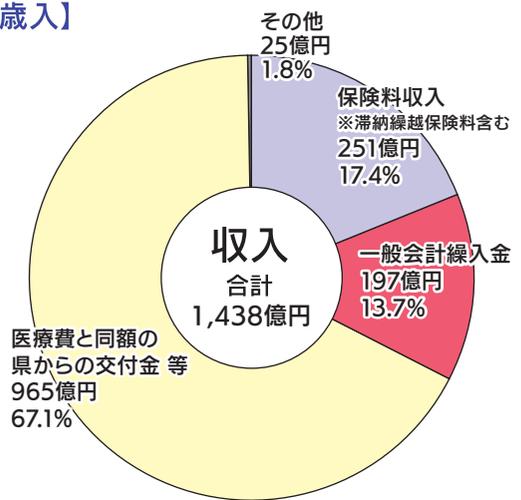
# 福岡市国民健康保険事業の予算と保険料率の決まり方

## ● 令和6年度国民健康保険事業特別会計の予算状況

【歳出】



【歳入】



◎被保険者数 291,200人

◎世帯数 212,600世帯

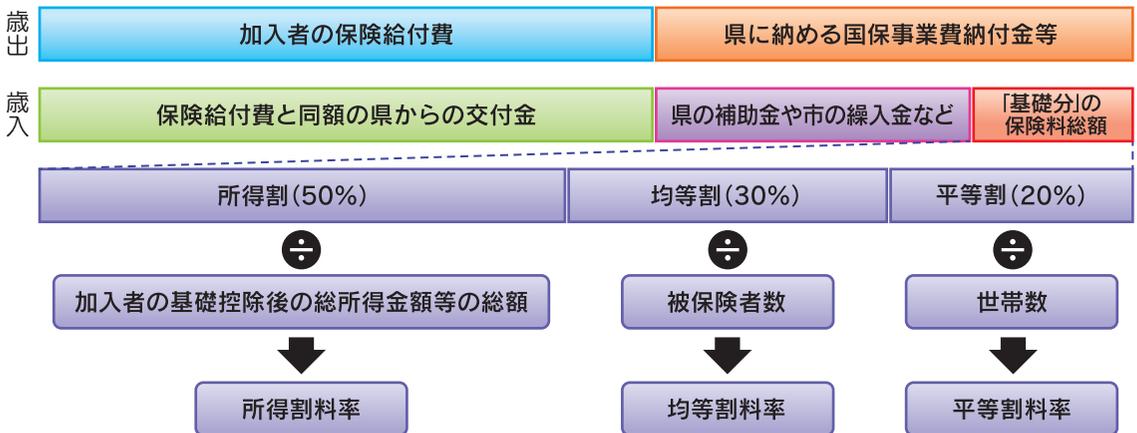
◆一人あたり医療費……386,811円

- ◇一人あたり基礎分+支援分保険料…73,999円
- ◇一人あたり介護分保険料……………25,473円
- ◇一人あたり市費繰入額……………67,712円

## ● 保険料率の決まり方

保険料率は、福岡市国民健康保険条例に基づき決定します。

「基礎分」の保険料は、県に納める国保事業費納付金の総額等から、県の補助金や市の繰入金などを除いたものを保険料総額とし、料率を算定します。福岡市では、市の一般会計から約197億円を繰り入れることで、みなさんの保険料負担の軽減を行っています。



※「支援分」及び「介護分」の保険料についても、「基礎分」の保険料と同様にそれぞれの歳出予算から県の補助金や市の繰入金などを除いたものを保険料総額とし、料率を算定します。

※「介護分」は40歳から64歳までの加入者に係る総所得金額等の総額・被保険者数・世帯数で算定します。

## ● 保険料は医療費を賄うための大切な財源です。

国民健康保険は、みなさんが病気やけがをした場合に、いつでも、一定の自己負担で、すべての保険医療機関等で必要な医療給付が受けられる公的医療保険制度の一つです。保険料はそのための大切な財源であり、健全な国民健康保険事業の運営には、みなさんがきちんと保険料を納めることが必要です。

## ● 健康づくりに心がけましょう。

**福岡市の医療費は年々増加しています!**

- ・医療費が下がれば保険料の軽減につながります。一人ひとりが日頃から健康に気をつけましょう。
- ・治療が必要な場合は、かかりつけの医療機関で受診し、自己判断での重複受診は控えましょう。
- ・かかりつけの薬局をもち、お薬手帳の活用などにより、薬のもらいすぎは控えましょう。
- ・休日や夜間などの時間外受診は、医療費が高くなるため急病などのやむをえない場合以外は避けましょう。